

手続きの流れ

① 特殊詐欺対策装置等を購入する。

【注意点】

・ 補助金の対象となる装置かどうか心配な場合は、事前に市民協働課に確認してください。（「公益社団法人全国防犯協会連合会」では、「優良防犯電話推奨品目録」により優良防犯電話の推奨を行っていますので参考にしてください。）

・ 販売店で領収書を発行してもらってください。
※領収書については品名、規格、購入日又は設置日、販売店名が記載されており、宛名が申請者と同一であること。

② 市民協働課へ交付申請書兼実績報告書を提出する。
（郵送可）

【提出するもの】

- 1 領収書又は領収書の写し等これに代わる書類
※宛名を必ず記名すること。
（レシートの場合も空いている箇所に記入）
- 2 購入した装置の規格がわかるもの
（カタログ、パンフレット、取扱説明書などの写し）
- 3 請求書（日付は記入しないでください。）
※ 一部訂正できない部分がありますのでご注意ください。
- 4 補助金を入金する口座情報がわかるもの
（通帳の見開き1ページ目の写し、キャッシュカードの写し等）
- 5 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証の写し）

③ 市民協働課が申請書類を審査。

④ 市民協働課から補助金交付決定通知書兼確定通知書が申請者の住所に郵送されます。

⑤ 補助金が指定口座に振り込まれます。